

令和4年9月16日

出席停止の措置及び臨時休業の判断の一部改定について

このたび、文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課において、「臨時休業措置の取扱いにかかる対応ガイドライン」が改定されました。

については、ガイドラインに基づき、判断基準を下記の通りとします。

記

<臨時休業の範囲や条件>

学校で家庭内感染ではない感染者が発生した時など、学校内で感染が広がっている可能性が考えられる場合には、当該感染者等の出席停止に加え、教育委員会と学校が学校医と相談し、臨時休業を検討します。

1 臨時休業の範囲と条件

(1) 学級（学年）閉鎖

以下のいずれかの状況に該当し、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合に実施する。

ア 同一の学級において複数の児童及び教職員の感染が判明した場合。ただし、家庭内での感染が高い場合は除くものとする。

イ その他、設置者で必要と判断した場合

○その期間としては、5日程度を目安に、感染の把握状況、感染の拡大状況、児童への影響等を踏まえて判断する。

(2) 学校全体の臨時休業

複数の学級（学年）を閉鎖し、かつ、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合、学校全体の臨時休業を実施する。

2 放課後児童クラブについて

(1) 学級（学年）閉鎖の場合

当該学級（学年）の児童のみ利用停止

(2) 学校全体が臨時休業の場合

利用停止

※一人で家にいることができない児童については、学校での自主学習を可能とする。

3 その他

学級（学校）閉鎖、学校全体の臨時休業に該当する児童については、社会体育等への参加を控え、外出を自粛するよう促す。